

## 令和7年度 第1回鳥取市景観形成審議会 議事録

1 日 時 令和7年10月14日(火) 10時00分～12時00分

2 場 所 鳥取市役所本庁舎6階 会議室6-3

3 出席者

### (1) 委員

倉持裕彌委員(会長)、樋口洋子委員、澤田廉路委員、田中静雄委員、伊藤達朗委員、小柴正子委員、稲田宗万委員、西村妃咲委員

### (2) 事務局

鳥取市都市整備部 山根陽一部長、河田耕一次長兼都市企画課長  
都市企画課 三谷哲主査兼都市計画係長、大北篤主任、竹内美絵技師

4 議 事 (1) 会長・副会長の選出

(2) 鳥取市景観計画改定の骨子について

## 5 議事概要

開会

議事 (1) 会長・副会長の選出

### (事務局)

今回、委員改選後最初の審議会ですので、会長、副会長を決定する必要がございます。景観形成条例第30条第1項に従い、会長、副会長を互選により選出することとなっております。

ここで大変恐縮ではございますが、あらかじめ事務局の提案をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

### (委員)

異議なし

### (事務局)

それでは事務局からの提案として、会長を前会長である鳥取環境大学准教授 倉持委員。副会長を、本日欠席ではございますが、前副会長である鳥取大学助教細江委員に引き続きお願いしたいと考えております。いかがでしょうか。

### (委員)

異議なし

### (事務局)

ありがとうございます。それでは倉持会長、議長席に移動をお願いします。

## 議事 (2) 鳥取市景観計画改定の骨子について

### (事務局)

※資料1、2を用いて説明。

### (倉持会長)

ありがとうございました。

それでは委員の皆様ご意見、ご質問等よろしくお願いします。

### (澤田委員)

資料1最後、事前協議制度について、面積や高さの要件がありますが、面積や高さがこれを超えれば、国・県・市の公共施設についても制限がかかり、事前協議の対象ということでしょうか。

### (事務局)

国・県・市の公共施設については、景観法上届出は必要なく通知のみとなっており、事前協議制度の対象とは考えておりません。国・県・市が行う事業であれば、景観計画に配慮した計画が示されるという想定のため、事前協議の対象とは考えていません。

### (澤田委員)

県や市は景観に合わないものはつukらないという前提があつてのことだと思いますが、他の自治体で景観上見苦しい施設をつくり、それが観光施設の望見を妨げるようなことがありました。

これは昭和の時代の話で、事前協議も何もなくつukられたものです。観光施設付近の大勢の方々が写真を撮る場所でしたが、配慮は全くなされなかった。

国・県・市であっても景観に配慮された計画が示されない可能性もある。国・県・市であっても通知が出ればその通知に基づいて協議をするべきだと思います。

### (事務局)

説明が不足していたので、補足して回答します。通知に基づく協議も当然必要となり、法令上も協議を求めることができます。事前協議制度ではなく、通知に基づき通知者との協議をすることで景観への配慮を求めていきたいと考えております。

### (田中委員)

資料1の16ページについて、景観重要建造物や景観重要樹木、景観重要公共施設の整備の方針についてですが、基本的に建物等は個人が所有しているものが多いです。

2年ぐらい前、文化財指定に関して鳥取県に調査をしていただき、景観として素晴らしい建物や樹木がありますが、制限をかけられると何もできなくなるというのが所有者の方の意見でした。今後そういったものを所有した場合、自分の子供や孫がそのまま引き継いでくれるのかとても心配され、特に県外に出ておられる方や、高齢の方しかいないところは、非常に悩んでおられました。

資料にあるように、現状変更する場合許可が必要であるとか、制限といったところをもう少し緩和しながら、現状維持のための補助制度のようなものがあればいいのではないかと

思います。

**(事務局)**

今回の景観計画の改定の中では候補として記載を考えているところですが、田中委員のご意見のように、維持管理や指定によりハードルが上がるところもあります。当然所有者の理解も必要であり、維持管理に対する補助の支援メニュー等は、国の制度ではなかなか該当がないところもあります。景観計画の改定の中での位置づけは難しいですが、引き続き検討していくことは重要だと考えています。

**(稲田委員)**

資料1の15ページ、新たに設定する行為の制限事項の中で、太陽光発電設備や風力発電設備については、現在鳥取県内外を通じて地域住民の反対や賛成という様々な声があります。

勧告対象ということで法的な権限効力はないという話ですが、14ページに築造する場合の面積や高さの要件があります。根拠となる法令がありこのような制約があると思いますが、勧告ではなかなか聞いてくれないのではないかと正直思います。県内でも他の市町で様々なトラブルになっている風力発電設備等もあります。そのあたりのお考えはどうでしょうか。

**(事務局)**

14ページの規模要件は、これを超えるものについては景観法に基づく届出が必要であり、届出にあたっては15ページの定性的な基準に配慮いただくというものです。景観法上の取り扱いは、今の景観計画で命令ができるものは色彩の彩度です。数値基準を設けており、その鮮やかさを超えるものについては是正命令できますが、それ以外については基本的には勧告までしかできません。

太陽光発電設備や風力発電設備の計画について、景観計画に基づき不可とすることはなかなかできないところがあります。当然地域住民の方にもご理解もいただき、事業者に対しては、定性的な基準に基づいた計画や配慮を求めていくものです。

**(田中委員)**

資料1の12ページに、今回新規で展望地マップをつくとありますが、マップの中で今は旧町村の地域や市の境界間のようなところもあります。そのような場合に、鳥取市の区域内だけのマップとなると少しおかしいのではと思います。市域から外れても展望地に該当するものがあれば載せてもいいのではと思いました。必ず鳥取市の区域の中だけなのかと少し疑問に思うところがありますがいかがでしょうか。

**(事務局)**

展望地が鳥取市の行政区域内で、行政区域内から視対象を見るというところを記載しています。行政界を跨ぐような対象もあり、行政区域外の展望地については、景観計画を策定している鳥取県等への情報提供をしていきたいと考えています。

### **(樋口委員)**

資料1の17ページ、景観形成に関する方針について。宅建業界の中で永遠のテーマとなっている空き家対策と耕作放棄地については、なかなか対策が進んでいないのが現状です。

鳥取は地価が非常に低く、一つの取引に対する契約金額と、ここから手数料の金額を割り出すと割に合わないというケースが非常に多くあります。それとあわせて、用途地域等により、特に農耕地の取引というのが非常に難しいです。

取引が進まない中で、世代間で受け継ぐことへの課題もあります。また、法的な規制や、農耕地であれば手続きが非常に煩雑です。例えばIターンやUターンなどから新規就農しようという方々はおられますが、非常に安い金額ではあるものの農地を手にするのが難しい現状があります。

各部署、行政、それぞれの規制がありますが、横の繋がりを持ち、規制緩和や対策を考える必要があると思います。

### **(事務局)**

空き家対策や耕作放棄地の対策については、各課で補助メニュー等の施策を行っており、鳥取市の中でも連携しこれらの施策を引き続き維持していくことが重要だと思います。また鳥取市だけでなく関係団体との情報共有の場や意見交換の場も必要となり、景観の観点からは難しいところではありますが、それらの連携も重要と感じています。

### **(倉持会長)**

ありがとうございます。他いかがでしょう。

それでは私の方から1点。よく「景観意識の向上や情報発信」といった話がありますが、具体的に取り組みにくいという印象があります。その辺り、何か具体的に進めていくプランのようなものが必要かと思っています。

景観意識の高い状態とはどういうことなのか。例えば、景観意識の高い自治体の市民と、そうでないところはどのような違いがあるのか。どのようなきっかけや政策で意識が上がっていくのか。

何のために意識を向上させたいかという、市民のみなさまに景観に関心を持ってもらい、市民の手で景観を守ってほしいというのが思いとしてあると思います。それをどう具体化していくかは、なかなか難しい話だと思います。

今回の計画でそれを具体的に落とし込むというより、具体化するための計画として、調査事業や研究事業など何か事業等の位置付けを入れると、その辺りが明確になってくるかと思っています。

### **(事務局)**

昨年度行った市民アンケートでも景観計画の認知度は約20%といった結果が出ています。認知度を何%に上げるといった目標値の設定は景観計画とは別に取り組む必要があるのかと思います。この場で即答できませんが他都市の事例を見て検討していきたいと思っています。

**(倉持会長)**

資料1の17ページの表彰制度に、何かそういう余地があるのではないかと思ってお伺いしたところです。

**(樋口委員)**

景観意識については、一般市民の立場からすると、市民で何かをする、意識を変えたとしても、何も変わらないと考える方が多いかと思います。そのような背景があつて、景観意識が広がらないのではないかと思います。

近隣住民の方にとっては非常に大きい問題ですが、携わらない方にとってはどちらでもいいというのがやはり正直なところだと思います。

最近、街が清掃により綺麗になったと感じました。県道や市道などの草刈りや道路の清掃、そういった取り組みが以前に比べて普及し、全市的に街が綺麗になったように思います。

綺麗なところに住むと、綺麗にしないといけないと考えるのが人間の常です。市の方も予算を引き続き確保し、清掃等に力を入れて綺麗なところをまず維持する。そこから景観などの方向に市民の意識を変えていくのも必要かと思います。

**(澤田委員)**

今の樋口委員の話と、それから倉持会長のお話に関連して。

実は私は鹿野の街なみ整備に何年も関わってしまつて、鹿野の街は綺麗です。景観形成重点区域にも指定されています。

鹿野では平成になった頃に街なみ協定をつくりました。街の人たちは、街なみ整備の方針をみんなが把握し、この街を良くしようという意識の醸成がされました。建物の改修等では、アドバイザーが意見を言いながら委員会によって、良いものができていきました。その結果、自分が改修等するときも同じように街なみに合ったものにするといった意識になっていきました。あそこは非常に良いに事例の一つです。

後で調査したときには、今樋口委員おっしゃったように、意識が高まり街を綺麗にしたいくなった、綺麗にしたいと思うようになったと非常に良い効果が出ています。息の長い話です、現時点で20年、30年かかっています。

良い街なみができ、それを表彰することで、そこと同じようにやっていけば、息が長い話になりますが、街なみが良くなり意識も上がるのではないかと思います。

**(倉持会長)**

ありがとうございます。ヒントになる話がいくつも出てくると思います。何か、テーマとして取り組む必要もあるのかと思います。ぜひご検討いただければと思います。いろいろご参考になるご意見いただきました、ありがとうございます。

**(田中委員)**

今の話に関連して、私達ももう少し知識を深めるために、専門家に講演いただくなどとして、もっと広い考え方も持ち、景観としてこれから取り組むべきことがもう少し分かってくるのではないかと思います。専門家の意見を聞くのも本当に大事だと思うので、審議会のみ

ではなくぜひその機会も設けて取り組んでほしいと思います。

また、審議会以外の市民の方にも参加いただくなどとして、先ほど出たような活動の中の動きができれば、景観の意識も向上すると思います。年内は難しいかもしれませんが、ぜひその辺りの取り組みをお願いしたいと思います。

**(事務局)**

鳥取県では景観アドバイザーが設置されそれぞれの専門分野の方がおられますので、講師を依頼するなどとして、審議会以外でも市民の方等を募って景観意識の向上を設ける取り組みは、今後検討していきたいと思います。年内には難しいと思いますが、今後取り組んでいきたいと思います。

**(倉持会長)**

ありがとうございます。他いかがでしょう。

**(事務局)**

事務局から1点、景観計画改定に向けた今後の予定について、当日資料をお配りしております。

一番上が、本日開催の令和7年度第1回の景観形成審議会です。

次、令和7年度第2回景観形成審議会を令和7度11月14日10時から予定をしており、ここで景観計画の素案をお示ししたいと思います。今回配布している資料2について、本審議会でもいただいた委員の皆様からの意見を踏まえ、素案をお示しするものです。

その後に市民政策コメントと2週間の縦覧により市民のみなさまの意見を募るといったところで、令和7年12月頃の実施を予定しております。

その次、都市計画審議会での意見聴取です。景観計画の改定においては都市計画審議会の意見を聞く必要がありますので、令和8年1月に審議会を開催する予定です。

市民の意見、都市計画審議会の意見を聞いた上で、令和7年度第3回景観形成審議会を令和8年2月頃に開催し、景観計画の最終案を策定するスケジュールです。

取り急ぎ、令和7年度第2回景観形成審議会を1ヶ月後に開催したく、改めて程調整をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

今後の予定については以上です。

**(倉持会長)**

ありがとうございます。それでは、本日予定していた議事の内容は終了しましたので事務局にお返しします。

**(事務局)**

倉持会長ありがとうございました。

皆様にご協力いただき進行をスムーズに進めていただきました。ありがとうございます。

本日の審議会につきましては議事録を作成し、発言内容等、会長にご確認いただいた上で市のホームページに掲載することとしております。

これをもちまして、令和7年度第1回景観形成審議会を閉会いたします。本日はお忙し

いところご出席いただきありがとうございました。